

## 参 考 資 料

「個別の教育支援計画」の書式	8 2
「個別の指導計画」の書式（例）	8 4
保護者に教育相談等と呼びかける案内（例）	8 6
「特別支援教育の推進について」（通知）	8 7
「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果」概要	9 1
「高等学校学習指導要領」（平成21年3月告示） ～教育課程の弾力的な編成等関係抜粋～	9 2
「高等学校学習指導要領」（平成21年3月告示） ～キャリア教育・職業教育関係抜粋～	9 4
こんな時はここに相談（県内相談機関の一覧）	9 6
参考文献	9 8

**取扱注意**

(様式例)

**個別の教育支援計画**

平成 年 月 日 記入者( )  
 平成 年 月 日 記入者( )  
 平成 年 月 日 記入者( )

ふりがな 児童生徒氏名		児童生徒 住 所	〒 - 電話番号( ) -
生 年 月 日 年 齢	平成 年 月 日 歳		
ふりがな 保護者氏名		保 護 者 住 所	〒 - 電話番号( ) -
家 族 状 況	家 族 構 成	続柄 [ ]	
	特 記 事 項		
生 育 歴			
医 療	薬物使用 の状況	常用薬の有無	有 ・ 無 平成 年 月 日 (現在)
	特 記 事 項		
療育・教育歴			
特 記 事 項			

生徒氏名 ( )

本人の状況	生活実態				
	興味・関心				
	その他				
本人のニーズ					
保護者のニーズ					
学校における支援	支援目標				
	主な支援内容				
他の関係機関における支援内容					
家庭生活		地域生活	福祉関係	医療関係	労働関係

出典：本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画 策定マニュアル

鳥取県教育委員会特別支援教育課作成（H20）

### 個 別 の 指 導 計 画 ( 例 )

平成	年度	年 組 番	名前		男・女
担任名				部活動	
生徒の実態（学習・生活等の様子や課題、困難さを感じていること）					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どんな場面で、その行動が起きるのかを記入</li> <li>・その行動を具体的に記入 （例）興味があることについてだけ意見を言い、他のクラスメートの意見には無関心</li> <li>・できるだけ、肯定的な表現で記入</li> <li>・得意なこと、興味を持って取り組んだ様子など、長所も記入</li> </ul> </div>					
本人の願い					
保護者の願い					
長期 目 標	学 習	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の課題に保護者の願いや、集団生活に必要な力、将来の社会的自立に必要な力などを考慮して、優先順位をつけて目標を立てる</li> <li>・長期目標には、1年後の望ましい姿、短期目標にはその姿を目指すためのめあてを記入する(途中で無理であれば変更する)</li> <li>・目標の記述は、生徒を主体にして書く （例）    がわかる       ができる           しようとする</li> </ul> </div>			
	生 活				
	その他				
短期 目 標	学 習				
	生 活				
	その他				
関係機関名					
関係機関からの 助言		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 診断名・診断した機関名・診断期日等を記入</li> <li>* 検査結果、得意な面、認知の仕方などを記入</li> </ul>			
支援方針		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今までうまくいった、効果的だったと思えた対応の仕方や方法について記入する （例）注意をするときは、落ち着いた口調だと入りやすい</li> </ul> </div>			

教科等		短期目標	支援の方法と様子	次学期への課題
教科	国語	・板書の中の一部をノートに写す。	・本人と相談しながら書く量を決め、できたら認める。 *認められると嬉しそうにし、継続できた。	・板書をほぼ書けるように目標を設定していく。
	数学	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の場合、教科によって生徒が見せる様子が違う場合があるので、それぞれの教科での姿を共通理解する（例えば、天体や動物、歴史等には興味関心が高く、深い知識を持っているが、英語や国語には興味が無く、机に伏してしまふ等）</li> <li>・「短期目標」はできそうなところから設定する</li> <li>・支援の方法は、具体的な手立てを記入する</li> <li>・何ができるようになったか、何が課題として残ったかを明確に記入する</li> <li>・「次学期への課題」は、今学期の短期目標と評価をふまえ、できたら次のステップとなるような課題にする</li> </ul> </div>		
	英語			
	家庭科	・グループでの実習中、自分の役割の責任を果たす。	・メンバー構成に配慮し、手順表を配布して見通しが持てるようにした。 *落ち着いたメンバーのグループでは活動できた。	・後片付けまでできるようにする。
生活	学級	・カッとなったときに、自分の気持ちを抑え、伝えたいことを相手に言えるようになる。	・トラブルの度に個別指導。クールダウン 状況説明 自分の気持ちを話す。 *物にあたらず自分の気持ちが言えるようになった。	・自分が良くなかったときには謝ることができるようになる。

## 教育相談等呼びかける保護者向け案内の例

保護者の皆様へ

お子さんが困っていることはありませんか

高等学校

校長

保護者の皆様、日頃から、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本校では、生徒一人一人の教育的ニーズの把握に努め、適切な指導及び支援を行うよう努めております。

生徒一人一人の個性やニーズは様々で、学習上のつまずきを感じていたり、進路の選択に悩んでいたり、人間関係に苦労したり、様々な場面で困っていることがあるかもしれません。

本校では「生徒たちが困っていること」を受けとめ、適切な指導及び支援に努めていきたいと思っています。お子様の学校生活や学習等について「困っていることがある」と感じておられる場合は、遠慮なくご相談ください。

### 学習面で困っていることがある

- ・教科によって成績に極端なばらつきがある
- ・黒板を写すのが大変苦手である
- ・読みにくい文字を書く
- ・文章を読むのにとっても時間がかかる 等

### 友だちの付き合い方や、対人関係で困っていることがある

- ・思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが苦手である
- ・友人関係がうまくとれず、集団の活動に入るのが苦手である
- ・言動や行動が誤解されやすく、クラスメートとトラブルになることがよくある 等

### 日常生活で困っていることがある

- ・整理整頓が苦手で、よく物をなくすことがある
- ・急に予定が変わると不機嫌になり、なかなか気持ちを切り替えられない
- ・怒りっぽい(カッとなりやすい)
- ・興味あるものを見つけたり、思いついたりしたら場に関係なく席を立つ
- ・会話の流れに関係ないことを突然言い出す
- ・相手の反応に関係なく、自分の興味のあることを話し続けることがある 等

ご相談はいつでもお受けいたします。クラス担任、又は教育相談担当までお申し出ください。

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
銭谷真美

### 特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

### 記

#### 1．特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

#### 2．校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

#### 3．特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

##### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

## (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

## (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

## (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

## (5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

## (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

## 4. 特別支援学校における取組

### (1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

### (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。



特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

### (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

## 5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別的教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

## 6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7. 教育活動等を行う際の留意事項等

### (1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

### (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課（吉川、富田、吉原）

[TEL:03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線 3192）

03-6734-3192（直通）

## 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果 概要

### 1. 調査目的

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路について分析・推計し、今後の特別支援教育の在り方の検討の基礎資料とする。

### 2. 調査対象

平成14年度の文部科学省全国調査 に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施した（対象生徒数は約1万7千人）。

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

### 3. 調査時期

平成21年3月27日時点

### 4. 実施方法

平成14年度に文部科学省で実施した全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計する。

実施に当たっては、学級担任や特別支援教育コーディネーター等複数の教員により判断するものとする。よって本分析結果は、医師の診断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

### 5. 集計結果

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は、約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%であった。

発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路の課程別、学科別にみた割合は下記のとおりである。

高等学校の課程別	全日制	定時制	通信制
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	1.8%	14.1%	15.7%

高等学校の学科別	普通科	<sup>1</sup> 専門学科	<sup>2</sup> 総合学科
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	2.0%	2.6%	3.6%

1：専門教育を主とする学科

2：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

出典：文部科学省による調査分析（平成21年3月時点）

## 高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

～教育課程の弾力的な編成等関係抜粋～

### 第1章 総則

#### 第2款 各教科・科目及び単位数等

##### 2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

(略)生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

##### 4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

##### 5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

#### 第3款 各教科・科目の履修等

##### 1 各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) (略)生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

#### 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

##### 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

(4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・

基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

## 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

## 高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）

### ～キャリア教育・職業教育関係抜粋～

## 第 1 章 総則

### 第 1 款 教育課程編成の一般方針

- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

### 第 2 款 各教科・科目及び単位数等

#### 5 学校設定教科

(2)学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

### 第 5 款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

#### 4 職業教育に関して配慮すべき事項

- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- (2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。
  - ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。
  - イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
- (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を

取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることのできることを要すること。

ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

## 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

## こんな時はここに相談

気になる生徒の指導・支援の方法について相談したい場合		
LD等専門員	LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいや、ちょっと気になる生徒への対応や指導・支援の方法について、学校を訪問して相談を受けます。校内の支援体制へのアドバイスも行います。	
	配置されている場所	電話番号
	鳥取県教育センター	0857-28-9882
	東 部 教 育 局	090-5373-6538
	中 部 教 育 局	0858-23-9250
西 部 教 育 局	0859-31-5093	

障がいの種別に応じた就学や指導・支援を相談したい場合			
地区	学校名	障がい種別	電話番号
全県	鳥取県立鳥取盲学校 地域支援室	視覚障がい	0857-23-5441
	鳥取県立鳥取聾学校 地域支援部	聴覚障がい	0857-23-2031
東部	鳥取県立鳥取養護学校 地域・教育支援部	病弱・身体虚弱 肢体不自由	0857-26-3601
	鳥取県立白兔養護学校 地域支援部	知的障がい	0857-59-0585
	鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい	0857-28-6340
中部	鳥取県立倉吉養護学校 支援部	知的障がい 肢体不自由	0858-28-3500
西部	鳥取県立皆生養護学校	肢体不自由	0859-22-6571
	鳥取県立米子養護学校 地域支援センター部	知的障がい	0859-27-3411
	鳥取県立鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	0859-23-2810
	米子市立米子養護学校	病弱・身体虚弱	0859-33-4775

医療的な支援について相談したい場合		
地区	施設の名称	電話番号
東部	独立行政法人 国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111
	鳥取県立中央病院	0857-26-2271
中部	鳥取県立厚生病院	0858-22-8181
西部	鳥取大学医学部附属病院 脳神経小児科外来	0859-38-6772
	鳥取県立総合療育センター	0859-38-2155



福祉について相談したい場合		
地区	施設の名称	電話番号
東部	精神保健福祉センター	0857-21-3031
	福祉相談センター 中央児童相談所	0857-23-1031
	鳥取県立鳥取療育園	0857-29-8889
中部	倉吉児童相談所	0858-23-1141
	鳥取県立中部療育園	0858-22-7191
	鳥取県立皆成学園	0858-22-7188
	鳥取県立自閉症・発達障がい支援センター エール	0858-22-7208
西部	米子児童相談所	0859-33-1471
	鳥取県立総合療育センター	0859-38-2155
	米子市立 あかしゃ	0859-29-2585
	境港市児童発達相談センター 陽なた	0859-45-2005

就業について相談したい場合		
地区	施設の名称	電話番号
東部	鳥取障がい者職業センター	0857-22-0260
	障がい者就業・生活支援センター しらはま	0857-59-6036
	とっとり若者サポートステーション	0857-21-4140
	とっとり若者仕事プラザ ヤングハローワークとっとり	0857-36-4510
	NPO法人 鳥取青少年ピアサポート	0857-20-0222
中部	障がい者就業・生活支援センター くらよし	0858-23-8448
	くらよし若者仕事プラザ	0858-23-8609
西部	障がい者就業・生活支援センター しゅーと	0859-37-2140
	よなご若者仕事プラザ	0859-23-4510

## 【参考文献】

- ・中央教育審議会 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」平成15年  
文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm)
- ・文部科学省初等中等教育局長 「特別支援教育の推進について(通知)」平成21年 文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)
- ・鳥取県教育審議会 「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について(答申)」  
平成20年 鳥取県教育委員会
- ・鳥取県教育委員会特別支援教育課 「本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画 策定  
マニュアル」平成20年 鳥取県教育委員会
- ・全国特別支援学校知的障害教育校長会著 「特別支援教育Q & A支援の視点と実際」平成21年  
ジアース教育新社
- ・柘植雅義・秋田喜代美・納富恵子・佐藤紘昭編著  
「中学・高校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導」2008 東洋館出版社
- ・河村茂雄 「学級づくりのための Q - U入門」2006 図書文化社
- ・小枝達也編著 「ADHD, LD, HFPDD, 軽度MR児 保険指導マニュアル ちょっと気  
になるけどもたちへの贈りもの」2002 診断と治療社
- ・特別支援教育士認定協会編 上野一彦・竹田契一・下司昌一監修 「S.E.N.S養成セミナー 特  
別支援教育の理論と実践 指導」2007 金剛出版
- ・小貫 悟 「LD・ADHD・高機能自閉症へのライフスキルトレーニング」 2009  
日本文化科学社
- ・中村道彦編著 「心の学習(サイコエデュケーション)怒りとうまくつき合うためにキレないた  
めのコツを理解しよう!」2006 金芳堂
- ・キャロル・グレイ著 「発達障害といじめ “いじめに立ち向かう10の解決策”」2008  
クリエイツかもがわ
- ・トニー・アトウッド著 「ガイドブック アスペルガー症候群 親と専門家のために」1999  
東京書籍
- ・サリー・シェイウィッツ著 「頭がいいのに、本が読めない 読み書き障害(ディスレクシア)  
のすべて」2006 PHP研究所
- ・玉井邦夫著 「学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引 子どもと親への対応から専門機関との  
連携まで」2007 明石書店
- ・ラッセル・A・バークレー著 「バークレー先生のADHDのすべて」2000 VOICE
- ・ジョン・スミス ジェーン・ドンラン、ボブ・スミス著 「ほめて伸ばそうアスペルガーの子 成  
長支援に効果的な「ポイント制」」 2009 東京書籍
- ・大阪府教育委員会 「明日からの支援に向けて 高等学校における発達障がいのある生徒に対す  
る適切な指導と支援のために」平成21年度
- ・滋賀県教育委員会 「中学校・高等学校における発達障害の子どもたちへの支援ガイドブック」  
平成20年度